

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当り  
たるときは、その  
翌日)

## 目次

◇ 示 字の区域を変更した旨の届出  
鳥取県立身体障害者更生指導所の入所期日及び募集人員  
換地計画の認可  
土地の用途廃止

## 告示

### 鳥取県告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、羽合町長から同町の字の区域を次のように変更した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十一年一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区域の変更に係る字の名称

変更後の区域

羽合町大字長瀬字水手尾

羽合町大字上浅津字船木六〇から六一ノ二までのうち、羽合町大字上浅津字船木六一ノ二の区域並びにこれらと一体をなす国所有地である道路及び水路の敷地

羽合町大字長瀬字中坪

羽合町大字上浅津字中坪の区域並びにこれらと一体をなす国所有地である道路及び水路の敷地

羽合町大字長瀬字吉野瀬

羽合町大字長瀬字吉野瀬の区域並びにこれらと一体をなす国所有地である道路及び水路の敷地

羽合町大字長瀬字三実

羽合町大字長瀬字三実の区域並びにこれらと一体をなす国所有地である道路及び水路の敷地

羽合町大字長瀬字足田

羽合町大字長瀬字足田の区域並びにこれらと一体をなす国所有地である道路及び水路の敷地

羽合町大字長瀬字難波

羽合町大字長瀬字難波の区域並びにこれらと一体をなす国所有地である道路及び水路の敷地

羽合町大字長瀬字力免

羽合町大字長瀬字力免の区域並びにこれらと一体をなす国所有地である道路及び水路の敷地

羽合町大字長瀬字水手尾

羽合町大字長瀬字水手尾の区域並びにこれらと一体をなす国所有地である道路及び水路の敷地

Table with columns for location names (e.g., 羽合町大字上浅, 津字二ノ浜田) and their corresponding descriptions of land parcels and road networks.

Table with columns for location names (e.g., 津字黒田, 津字下船木) and their corresponding descriptions of land parcels and road networks.

Table with columns for location names (e.g., 津字松無, 津字上松無) and their corresponding descriptions of land parcels and road networks.

Table with columns for location names (e.g., 津字井科田, 津字丸) and their corresponding descriptions of land parcels and road networks.

鳥取県告示第九号
鳥取県告示第九号
鳥取県告示第九号
鳥取県告示第九号

鳥取県告示第十号
鳥取県告示第十号
鳥取県告示第十号
鳥取県告示第十号

鳥取県告示第十一号
鳥取県告示第十一号
鳥取県告示第十一号
鳥取県告示第十一号

Table with 4 columns: 場所 (Location), 地目 (Land Use), 面積 (Area), 積用途 (Accumulation Purpose). Lists various land parcels with their respective details.

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
(当日は、休む日と見做す)

鳥取県告示第九号
鳥取県告示第十号
鳥取県告示第十一号
鳥取県告示第十二号

規則

鳥取県規則第一号
鳥取県規則第一号
鳥取県規則第一号
鳥取県規則第一号

(目的)
第一条 この規則は、地方団体に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に関する省令(昭和三十七年自治省令第十七号。以下「省令」という。)の定めるところに基づき、市町村に交付すべき昭和四十年分地方交付税のうち普通交付税の額の算出に用いる基準税額